

風をよむ

No. 39 1997.09.10

編集：共産主義者同盟首都圏委員会
発行：ウインドベル・ファクトリー
連絡先：新宿区西新宿 7-3-10
山京ビル503-201

定価300円

年6回刊・送料込：2,300円
郵便振替：00170-0-655767

ガイドライン最終報告を認めない

9.27デモ (仮称)

と き ● 9月27日 (土) 16:00~

ところ ● 銀座・水谷橋公園 (地下鉄京橋下車)

主 催 ● 沖縄の反基地闘争に連帯し、新ガイドライン・有事立法に反対する
実行委員会 / 連絡先 ● 落合ボックス TEL&FAX 03-3368-3110

組織的犯罪対策方制攻撃粉碎!

97新ガイドライン粉碎-有事立法阻止!

辺野古海上軍事基地建設粉碎-沖縄人民自律解放闘争連帯!

秋期大衆的政治闘争に起て! 2

辺野古ヘリポート建設を阻止せよ / 市民投票条例制定へ 5

沖縄報告・第六回公開審理闘争

収用委闘争をさらに強化し、米軍基地への立ち入り調査を克ち取ろう 6

インタビュー・臓器移植法成立以後の医療と生命観 10

謎? 謎? フェミニズム 12

同盟第10回総会報告 7

組織的犯罪対策法制定攻撃粉碎！ 97新ガイドライン粉碎——有事立法阻止！ 辺野古海上軍事基地建設粉碎——沖縄人民自立解放闘争連帯！

秋期大衆的政治闘争に起て！

世界的規模で展開する資本主義経済が、少しもそれぞれの地域社会で生活する人々を幸せにすることができないばかりか、むしろ周縁諸地域においては絶対的窮乏を、中軸諸地域では生きることに意味の剥奪をますます広範に生み出していることにこそ批判が向けられなければならない。したがって求められるのはシステム、すなわち資本主義経済そのものの転覆以外にはない。この九七年から二一世紀初頭にかけての数年間は、変貌し、またしつつあるこの社会の、国家権力と支配階級による改憲と統治機構の改編、政党再編など大規模な政治的総括を次々に示すことになることは疑いえない。これに対する着実な反撃によって労働者階級人民の闘争主体としての確立と、大衆の実力闘争による我が国政治過程への能動的規定力としての登場が切に求められている。今秋期政治闘争はその試金石である。職場、地域、学園から大衆的政治決起の条件を準備し組織しよう。

我が国および国際的な社会経済の構造的な変動は、徐々にまた急速にその政治的構造の再編成をもたらしつつある。さる七月一八日経済企画庁は『改革に本格起動する日本経済』という副題をつけた九七年度経済白書を発表した。これは「日本経済は、生産、雇用、所得、消費、投資な

どの間の好循環が円滑に回転し始め、民間需要主導の自律回復過程への移行を完了しつつある」という判断を明示した点で、勤労人民の生活実感とのこの上もない認識の隔たりを際立たせている。ここに欠けているのは人々の生活の余裕をぎりぎりまで削り取ることによってようやく成り

立っている、経済の実態についての認識である。八月二二日、日本貿易振興会（ジェトロ）が発表した九七年版『ジェトロ白書・貿易編』の報告によれば、九六年の世界貿易の伸びは三、三％増に止まり、九五年（二〇、四％）、九四年（一三、八％）に比して大きく後退した。その

これは最終報告をへて来年の通常国会に提出されることになる。これについてはマスコミなどによって、大蔵省の財政・金融分離が欠落していることなどへの批判が行われている。いわく「もっと規制緩和を、市場開放を、新自由主義を」。他方社会民主主義勢力や日本共産党やこれに追随する社会改良主義は、福祉国家の防衛を絶叫している。しかし求めら

れているのはこうしたあれこれの経済、国家のシステムの手直しではない。「自社さ」による我が国政府のパフォーマンスが示すのは、これら両者の間で危ういバランスを取り続けることであり、その意味でこれは言葉の本来の意味での保守勢力である。これに対する新進党など自稱「改革派」はこの我が国社会の危ういバランスを上下左右を問わず粉

砕し、突破する社会勢力を基盤とすることができないために、本格的な対抗勢力とはなり得ない。「保保」が「政界」のエピソードにしかかなりえなかつたゆえんでもある。政治がその本来の意味での爆発的な展開を示すのは、我が国社会の固有のこのバランスが破綻してからのことになると。そしてその時期はそう遠いことではないと我々は予測している。

権威主義的国家体制の新治安立法 ——組織的犯罪対策法制定を許すな！

法務省法制審議会刑事法部会は七月一八日、日弁連推薦委員などから提出された多くの疑問、意見を押し切って「組織的犯罪対策法」整備要綱骨子案を採択した。この九月にも法制審議会における審議をへて、法務大臣に答申され、今秋の臨時国会に法案として上程されようとしている。これは昨年から今年にかけての、広範な人々による反対運動の展開によって、「オウム事件」に対する破防法適用策が破産に追い込まれたことを受けて、日本帝国主義国家権力による、これに代わる「危機管理」治安立法制定の策動に他ならない。

またこれは新ガイドラインに連動する有事立法と一対をなす国家緊急権の発動でもある。そしてそれは国家の危機に対応する例外的国家の諸特徴を通常の国家の形態に組み込んだ、我が国における権威主義的国家体制の実現でもある。新自由主義の横行による「小さな政府」の掛け声にも

かかわらず、警察と軍隊は肥大化する一方であり、省庁再編によって首相—内閣の権限集中が意図されている。あたかもこれと軌を一にするようにして、八月一日、永山則夫など四人の死刑囚に対する、死刑執行が行われ、さらに九月二日、対テロ警察特殊部隊（SAT）の強化などが書き込まれた、警察庁による「警察白書」が公表されている。

「組対法」は「令状による通信の傍受」（盗聴）の適用対象を定める

「別表5」が示すように、「内乱」、「外患誘致」、「爆取」、「武器製造」などの革命闘争、「逮捕、監禁」など地域住民運動などいわゆる市民運動、労働組合運動などにおける社会権の行使を、インターネットなど拡大発展する情報・通信・コミュニケーション技術を「盗聴」によって網羅的に捕らえ、その私権を国家緊急権の発動をもって侵害することによって管理・統制、弾圧しようとするものに他ならない。だから我々は革命権、社会権を堅持し、私権侵害をこの社会の成立原理との矛盾を暴露することによって告発し、この悪法の成立を阻止するのだからなければならない。

既に反破防法闘争以来の救済団体、弁護士など多くの心ある人々により、広範な反対運動が形成されており、これを一層強め、「組対法」制定策動を粉碎しなければならない。

原因はこの間の世界経済の拡大を牽引して来たNIES、ASEAN、中国などの輸出の失速である。これは世界の限られた市場に向かって、資本の「大競争」が展開されていることを示しているとともに、従ってゼロ・サム・ゲームに等しいこの厳しい「大競争」に人々が動員される事によって、我が国「経済の自律回復過程」が実現されていることを裏書きしている。さらに『経済白書』は、この判断に立って、「二〇〇一年金融ビッグバン」を初めとする経済構造改革を提言している。

この文脈に沿って、九月三日、政府の「行革会議」は「一府二省庁」への再編案「中間報告」を提出した。

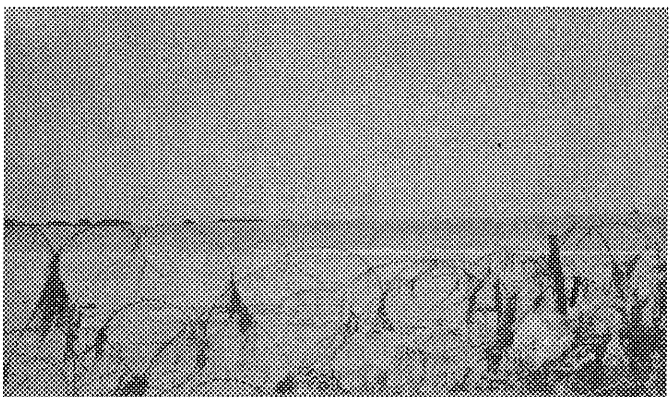
97新ガイドライン ——有事立法制定を粉碎しよう！

来る九月二三・二四日の日米安保協定を控えて、97新ガイドライン—有事立法制定攻撃は、米帝軍の展開を軸とする東アジア—環太平洋圏帝国

主義軍事同盟の確立に向かって一層急速に強められている。これは一方における、日米軍事一体化—臨戦体制の整備強化であり、他方では「朝鮮半島危機管理」、中国に対する政治軍事的封じ込めと政治経済的取り

るが、圧倒的な署名数獲得の前には動揺を隠せず、与党系最大会派・新政会は改めて、海上基地と北部振興策をリンクさせ、国から活性化策を引き出す方針を打ち出した。

八月二十三日、首相橋本は沖繩に乗り込み、「名護市に国立高専やN.T.T.番号案内センターの誘致を」と演説。辺野古現地では「ヘリポート移設は、村興し、街づくりのチャンスです！」などを宣伝して



去る八月十二日、第六回収用委員会公開審理が沖繩豊見城村で行われた。

沖繩報告 第六回 公開審理

収用委―公開審理闘争をさらに強化し、米軍基地への立ち入り調査を克ち取る

きた辺野古活性化促進協議会が八月二十七日、海上基地受け入れを正式表明。さらに二十八日には与党系議員を網羅した「名護市活性化推進議員協議会」が結成され、「住民投票

票条例化」を拒否することを申し合わせ、九月二日には与党系議員十八人を支援する形で、「名護市活性化促進市民の会」が結成された。条例案否決策動に対して

「市議会リコール方針」を打ち出した「ヘリポートいらなない名護市民の会」などの動きに決意を強め、九月十九日には振興策誘致のための五千人規模の「市民大会」を準備す

るなど「リコールされ（議会勢力が）逆転したら振興策はない」などと、巻き返しが急速に進んでいる。沖繩・名護へ全国からの支援・連帯を！

この日は前回公開審理に引き続き伊江島補助飛行場の一部と、瀬名波通信施設、嘉手納弾薬庫について、地主ら七人の意見陳述が行われた。お盆休みと重なったため、約五〇〇名の結集となったが、反戦地主の揺るぎない決意を表す公開審理闘争となった。

また、この日は反戦地主に対する防衛施設局の嫌がらせの実態も暴露された。瀬名波通信施設の地主代理人は、通常の生活に利用できない形での土地の「こまぎれ返還」の事実をスライドを使って詳細に論証した。そのほか、伊江島の島ぐるみ闘争の経過を詩で朗読する地主など、反戦地主七人の迫真の陳述は、会場を怒りのうずで巻き込んだ。

た豊見城村公民館前の広場では、反戦地主を中心に総括集会を開き、八月末には収用委員会による基地内立入調査が実施されることが報告され、これまでの審理闘争が収用委員会をして、立入調査実施にまで追いつめてきたことを確認した。また、名護市辺野古で海上ヘリポートのボーリング調査が始まったことが伝えられると、辺野古の闘いと固く結びつけて闘うことを参加者全員で確認した。

立ち入り調査は十月以降に行立入りを拒否したことから、八月二十九日の調査延期を決定した。収用委員会は、「収用委だけで一方の当事者を立ち入りさせず調査を強行すべきではない」との見解を明らかにし、「立ち入り拒否」について再度の調整が必要との判断を示した。

冒頭、嘉手納弾薬地区内で収用を拒否している地主から「エビやフナを捕って暮らした思い出を持つ土地を奪

八月二十五日、県収用委員会は、キャンプ瑞慶覧など三施設で立ち入り調査を行う予定で行われる予定。

立ち入り調査へ米軍、立入り調査への地主の同行を拒否

八月二十五日、県収用委員会は、キャンプ瑞慶覧など三施設で立ち入り調査を行う予定で行われる予定。

第一〇回総会報告

共産主義者同盟首都圏委員会

一九九七年八月××日、共産主義者同盟首都圏委員会第一〇回総会が開催された。

総会は、まず選出された総会議長の「第九回総会以降、安保・沖繩闘争の大衆運動を組織しつつ、次世代共産主義運動の準備に着手し、若い世代とどう結合するかを軸に同盟活動を推し進めてきた。今総会では、その一定の成果として若い同志をわが同盟に迎えることができた。さらに新たな気持ちで今後の闘いを展望している。」という開会挨拶で始まった。

次いで新しい同志が紹介され、資格審査の後、第一号議案・経過報告が提起された。経過報告では、首都圏委員会結成以降の二二年間の同盟の活動を振り返り、第九回総会で決定された安保・沖繩闘争、次世代共産主義運動の準備を軸とする活動方針がどこまで実践できたのか、総

括し検証した。

続いて第二号議案「我々の綱領・組織・戦術」(本議案の一部は本号に掲載)が提起され活発な議論が交わされた。

第九回総会で採択された『テーゼ1995』の補足改訂作業に着手し、来年夏に中間集約を行いつつ、次回総会を目標に完成をめざすことが確認された。具体的には、『テーゼ』A項(共産主義・党・革命)・II、IIIの各項目について、階級闘争・プロ独、党の存在意義の内容を付け加えて補足する。B項(過渡期世界と現代帝国主義)を成文化する。C項(当面の情勢と課題)については、現内容を削除し、その時々総会において決定される情勢分析・方針に委ね、かわって政治組織活動路線の骨子を入れ、成文化する。A項については従来のマルクス主

義的歴史、社会意識との異同を念頭に置いて我々の基本的立場を示すために必要項目についての解説文書を作成する。

第三号議案「情勢と方針」では、97秋期から98反安保闘争の準備、大衆的政治行動の実現を通じた、労働者の政治的決起と青年層の組織化と次世代共産主義運動の展望について、当面の政治日程を見据えながら議論し、意思統一を固めた。

第四号議案「規約の一部改定」を採択した。さらに、総会は財政報告、運営委員の選出、特別報告(沖繩闘争、朝鮮情勢、労働運動、フェミニズム)を行った後、「政治変動の中で党派も淘汰される。政治的指針を提示し、具体的運動の中で検証していこう」と総会集約をし、閉会した。

第二号議案「我々の綱領・組織・戦術」

(一)『テーゼ』A項の解説と補足

①綱領について

『テーゼ』が我々の綱領的文書である。綱領の

モデルには『宣言』のタイプと『ボル綱領』のタイプとがある。我々の場合ポイントの綱領による統合運動の経験があるのでおおよそ後者の形式を踏襲している。どちらがよいということもないが、後者の場合、章構成の大枠を承認すれ

ば、公共性を持って各項目を検討することができる。とはいえないが、デフォルメされているので、かならずしもボル綱領どおりではない。まだ検討の余地があるかもしれない。

章構成は言うまでもなく、原則的部分、歴史的部分、実践的部分に分かれる。このうち扱いに注意が払われなければならないのは、歴史的部分である。『エルフルト綱領』が最大限綱領と最小限綱領とに分解してしまった理論の歴史の経験に踏まえること。理論と実践、原則と現実との媒介が世界認識と歴史認識の統一の中で実現されなければならない。また実践的部分については我々はこれを理論問題として豊富化した経験がない。我が国政治社会の現実における闘争の実践的指針の深化の中でこれを理論的に（必要に応じて分野毎のテーゼとして）扱う経験がぜひとも必要である。

『テーゼ』を一見して解るとおり、歴史的部分と実践的部分とはレジュメのレベルに止まっておきこれを書き込むことが今後の課題である。ところでこれはどういう革命をどのようにやるのか、その道筋はいかなるものか、という政治的な結論がなければ手をつけることができない性格のものである。これがいまわれわれが検討しようとする革命的政治路線の問題に相当する。

②戦術について

『テーゼ』では永続革命の戦術だけが指示されている。さらに議案Ⅲ（『風』第三十一号）では、レーニン外部注入論の参照その他が求め

られているに止まる。これでは全く不十分である。戦術はその前提として敵対や対立、闘争を想定している。これは階級闘争に他ならない。

レーニンは『カール・マルクス』で「プロレタリアートの階級闘争の戦術」の項を立て、次のように述べた。「ある一定の社会の、例外なしにすべての階級の相互関係の総体を客観的に考慮すること、従ってまたこの社会の客観的な発展段階をも、この社会と他の諸社会との相互関係をも考慮すること、これによってはじめに先進的な階級の正しい戦術のための支柱ができる。だがこの間、ここでいう（階級闘争）というタームこそが批判の嵐にさらされ続けた。経済的階級としてのプロレタリアートについては『テーゼ』で引用したレーニンの規定で事足りる。しかしマルクスはこれを政治的階級に形成するという。

ところであらゆる階級闘争は政治闘争である。その意味するところは事後的にそれが確認できるということである。ちょうどこれまでの歴史がすべて階級闘争の歴史であったと断言するのと同じように。ここでマルクスは歴史を後ろ向きに眺めながら未来をもう一度いえば後ろ向きに展望しているのである。例えばベンヤミンが『歴史の概念について』で次のように述べたのを想起されたい。「強風は天使を、かれが背中を向けている未来のほうへ、不可抗的に運んでゆく。」歴史が後ろ向きに進んで行くというイメージ。これは階級闘争が、とりわけその政治的意義が事後的にしか確認されないということ

に合致する。だから戦術は不確定な未来への投入であるほかはない。

次にプロレタリア階級独裁の問題が生じる。レーニンは階級闘争を承認するだけでなく、プロレタリア階級独裁を承認する人だけがマルクス主義者であるとした。プロレタリアートの階級闘争と、その継続としてのプロレタリア階級独裁の概念については、国家権力の掌握の持つ意味合い、これと社会変革の性格との関連から生じる問題が繰り返して生じて来た。

マルクスがパリ・コミューンを結果解釈においてプロレタリアート独裁としたこと、レーニンがそれを目的意識的に追求し、党の蜂起によって実現したこととの落差は意外に大きい。レーニンの実践や主張が、戦争と革命の歴史的现实の中で行われたことを考慮しなければならぬ。しかし階級闘争が徹底して闘われた結果、所有制と国家権力をめぐる闘争に上り詰めたとき、必然的に革命独裁とそのための（党の蜂起）の問題が問われる。これは戦争状態にある一つの社会における敵戦闘力の消滅のための革命権の発動である。だが、したがってこれと未来社会の設計との間には直接的な接続性はない。

③組織について

これについても我々の記述は乏しい。とりあえず『規約』と第九回総会議案Ⅲを参照。敵権力との対抗と階級からの分離との二つの要素が党を規定する。その他の問題は副次的である。権力―党―階級の宙づりされた空間で政治の

技術性を体现する。その技術的実践が戦術である。だからプロレタリアートの共産主義運動と階級闘争の実現にたいして党組織は戦術を介して媒介的に関与する。多くの場合、個々の党員はあれこれの運動、闘争に実際的に関与するが、その階級的な推進と、その目的を同じくするものであってもこれに対する党の戦術的介入とは

第Ⅳ号議案「規約」の改訂について

「規約」第一項「以上の第八回総会の決定と討論の趣旨」を「綱領的文書（『テーゼ一九九五』）及び総会（『テーゼ一九九五』）及び総会の決定と趣旨」に改訂する。

規 約

同盟組織

一、綱領的文書（『テーゼ一九九五』）及び総会の決定と趣旨と本規約を承認するものが同盟員である。
二、同盟には総会、運営委員会、その他の組織がある。運営委員会は、同盟及び同盟員の危急の際には指導委員会になる。指導委員会の権限は別に定める。

三、総会は、同盟の最高機関である。総会は原則として一年に一度、また同盟員の1/3以上の要求があるとき、運営委員会によって招集される。
四、運営委員会は、総会によって選出される。

次元を異にすることになる。これに対して綱領は、党の階級的根拠についての言説の役割をもつことになる。

現在の我々の組織の規模の小ささによるあれこれの組織運営のありかた、この党の基本的なありかたとは何も関係がない。組織の実際的な運営方法については規模や、質に応じて、それぞれ異なる。

同盟員の権利と義務

五、すべての同盟組織は、特に定められる場合を除き、全体の2/3以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛否をて議決される。
六、同盟員はその意見を同盟内外に表明し、また必要に応じて運営委員会に通知して、種々の同盟内組織を作ることができる。
七、同盟員は、同盟の機密を保持し、同盟費を納入し、同盟の会議および印刷物その他による意見交流に参加しなければならない。
指導委員会の権限

八、指導委員会は同盟員の合意の限りにおいてその活動の一部または全部の領域を拘束することができる。指導委員会の設置およびその期間については速やかに総会における承認を受けなければならない。

の都度検討することが実際的である。

(2) 『テーゼ』B・C項の内容……略

その他

九、同盟への加入は、三人の同盟員の推薦によって決定され、運営委員会はこれを受理して、総会で承認をうけなければならない。
一〇、同盟からの離脱は、運営委員会がこれを受理して、総会で承認を受けなければならない。

一一、同盟活動と同盟の相互理解の精神から逸脱し、規約に違反するものは、権利停止を含む最高除名に至る処分をうける。処分の決定は告発にもとづく指導委員会の調査、審議を経て、2/3の議決により行われ、総会において承認されなければならない。被処分者は総会に意見書を提出する権利をもつ。

付 則

本規約は一九九三年三月の第八回総会において改訂。／本規約は一九九五年八月の第九回総会において改訂。／本規約は一九九七年八月の第十回総会において改訂。

臓器移植法成立以後の

医療と生命観

「腎臓を買いませんか」
 徳田 先日、たまたま横浜方面に行く機会がありました。そこで偶然目にしたのですが「腎臓を買いませんか」という貼り紙がある。人工透析の病院が近くにありません。うーん、ここまで来たかという気がしました。恐らく外国に行くのでしよう。「日本人のスタッフがいまから安心して手術を受けられます」という。腎臓移植については死体腎

という三徴候死)を死と定義了解する時代から、「脳死」をもそれに加える時代に入った。この変化がどのような背景をもち、今後いかに社会政治に影響を及ぼす可能性もつかを、忙しい中、時間を割いていただき、地域医療に従事する徳田さんにお話しをうかがった。何分私たちにとっては不案内の分野であったが、初歩的な質問にも丁寧に答えて下さった徳田さんには感謝のほかはない。

* * * * *

も生体腎も使用されています。一千万円だそうなんです。それでも応募する人がいるんですね。だからああいう貼り紙がある。連絡先も書いてありました。
 徳田 臓器移植法の成立によって、臓器売買が商売として公然と行われるようになるでしょう。本人の同意が前提ですが、脳死が認められると、例えば心臓だけでなく肝臓もすい臓も腎臓も角膜も、というふうになるのではないのでしょうか。

「これは全くの素人の素朴な疑問なのですが、そんなに何もかも移植が可能なのなのですか？」
 徳田 まず免疫反応というものがありませんから、これを適合させなければなりません。例えば骨髄移植の場合には、親兄弟ではおおよそ1/20から1/50の確率で適合すると言われています。そうでなく全くの他人の場合は1/2000程度になります。ですから全国規模で膨大な数の

ドナー(臓器提供者)の登録をして管理し、適合性を照会しなければ実際には機能しません。多分、臓器移植を待つ人は、そのバンクのような所に登録します。また生前に臓器移植を同意した人はやはり同じように登録されるかも知れない。そうすると交通事故や溺れたりして脳死に近い状態になると、そのバンクのようなどころに連絡が行って脳死を待たれるという状態になるのではないのでしょうか。
 徳田 いいえ、絶対的に不足していません。
 徳田 では、それだけの需要に見合う供給が保証できないのに、なぜこういう法律ができるのでしょうか？

マントヒヒからも移植

徳田 いろいろな理由が上げられるでしょうが、ひとつこ

ういうことは言えると思います。それは免疫抑制剤が段々進歩しているという事情があります。昔ですと一万人に一体ぐらいいしか合わない。六八年に札幌医大の和田教授が心臓移植を行ったとき(世界で三〇例目、八三日目に死)。

とていつか人の話を聞いたことがあります。国際的な学会などに行くとき肝臓移植の経験がないと話題に乗れないと言っていました。世界的なレベルで遅れを取るといって危機感があるのではないですか。

「実際に臓器移植をおこなうケースというのはどの程度あるのでしょうか？」
 徳田 今、救急救命センターは、厚生省の政策によって人口百万につき一カ所設置されています。脳死判定・臓器移植を扱う医療機関も、それに準じたものになるでしょう。一般の診療所で扱うことはありえません。

「私にも親や、親しい人達の死を看取る経験をしてきました。そのつど人が死んでゆくことを回りの者が、それなりに受け止め納得する時間や、プロセスというものが必要に思いました。脳死判定はこの点をどう変

えてしまつたのでしょうか？」
 徳田 一言で言えば、そういうプロセスをすべて奪われてしまうことになりません。脳死判定については「竹内基準」というものがあります。一九八五年に厚生省の「脳死に関する研究班」(主任研究者、竹内一夫・杏林大学長)がまとめた脳死判定基準で、①深い昏睡状態、②自発呼吸がない、③瞳孔が固定したまま④脳幹反射がない⑤脳波がフラット⑥六時間経過してもその状態に変化がないとき脳死であると認めるものです。この検査には人工呼吸器を一〇分間外す無呼吸テストなどがあり、それ自身が患者の生命にダメージを与えるものですから、医者側の側にも相当のプレッシャーがあるはずなんです。

「臓器移植の対象となるのは、一六才から五〇才程度の若い人が対象になります。竹内の基準に適合してしまえば、摘出までは有無を言わさずに行われるでしょう。本人と家族の同意が前提では

ありますが、納得できないケースも出てくるのではないのでしょうか。また福祉施設などへの入所の条件として、障害者などが「献体」への同意を強要されるなどの社会的風潮が強まるのではないかと危惧しています。とにかくドナーを増やすことが求められる訳ですから、

「人の死を待つ医療とはなにか、というような言われ方がされる訳ですが、実際の救急医療の現場ではどのような受け止められ方をされるのでしょうか？」

人の死を待つ医療

徳田 一概には言えませんし、救急医と移植医とは別ですからそれほど単純に移植例が増大する訳ではないでしょう。しかし竹内の基準も決して科学的なものとは言えないし歯止めにはなりませんから、移植そのものが社会的に評価されるようになるなら、救急医療も臓器移植を念頭に置いたものになるでしょう。だから法の成立以後の第一例がどうなる

かに注目しています。恐らく非常に慎重に行われ、マスコミからも称賛を集めるようなものになるでしょうが……。

「それにしてもそこまでして臓器移植を行う理由は何でしょうか？」
 徳田 臓器移植が求められる、特定の病気があります。腎不全のケースは多いです。透析を週に二・三回、毎回三時間ほど、一生やり続けなければならぬのですから。また子供ですとよく生体肝移植の例があります。先天性胆道閉鎖症、これは放っておけば確実に死亡します。大人の場合にはガンではない肝硬変、肥大型心筋症などです。これを治療したいという患者側の要求は非常に強いです。

生命観や生命倫理は法なんかで決まらない方が良い

「しかしそれが他者のしかも生きている人(そう言わせないために脳死という基準を作った訳ですが)の臓

器を抽出して初めて可能になるというのは、やはり社会的なレベルで生命倫理が変わってしまふことになるのでは？

徳田 最初に、腎臓が一千万円という話をしましたが、腎臓だけでなく金さえあれば、アメリカに行けば他の臓器移植もできる訳です。ピッツバーグには肝移植をできるところがあり、そこにアラブの金持ちが集まるというような話を

聞いたことがあります。また金の問題だけじゃなく、例えば子供の心臓疾患のケースだと、臓器そのものが小さいですからやはり子供のものではないれば移植できない。そうすると同じような子供の死を待つしかない。医者の中には脳死の判定基準を科学的にすれば、臓器移植には賛成だという人も多いですが、私はそういう問題じゃないと思う。生命観や、生命倫理について

では法律なんかで決めないほうが良いと思う。先進国ではやっているとしても、やって良いことと悪いこととある。技術的な水準だけを言えば、日本では臓器移植は十分可能です。マスコミでは最初の二例がワッと報道されましたが、京大では子供の生体肝移植はもう二〇〇例ぐらいやっています。母親の肝臓の一部を切って移植するのが多いのですが、一人やれば次からは、

「母親のくせになんでやらないのか」という周囲のプレッシャーがかかる。非常に良くないです。それで実際どのくらい成功するのですか？

といっても何年生きたら成功というのでしょうか？ しかも一生免疫抑制剤を飲み続けなければならぬ。膨大な医療費もかかります。移植の歴史も浅いですからそれがどう影響するかについてはまだ分かりません。人は皆、最高の医療を受ける権利があります。他人を犠牲にして成り立つ医療には本質的な問題があると思います。(一九九七年八月)

謎？ 謎？ フェミニズム

久坂葉子

わたしが、女性解放を意識化した時、彼岸の解放ではなく、日々の生活で、どれだけ自覚的に、関わりある男と闘い得るかだった。

結婚制度・戸籍制度にこだわり、家事・子育てへの質・量ともへの半々要求。そして、帝国主義本国にいる

女である自分、銃後の母につ

ながる胃を拒否していくことを模索してきた。もう一方で、女性解放の理論が、切実に必要であると考えてきた。性差別の根源を撃ち、家父長制と資本制の二重構造による、差別の再生産構造を明らかにすること、

人々の心に巣くう性差別のイデオロギーをも、分析の対象にし得る理論が構築されることを願って追っ掛けて来た。

しかしながら、今や多種多様な新たな問題が起こり、多種多様なフェミニズムがあり、もちろん、あつて

1. セックスワーカーの組合が出来たこと

売春婦の権利のための国際委員会

(ICPR International Committee

for Prostitutes' Rights) は世界

憲章を、世界娼婦会議が声明を、出

している。売春を全面的に非処罰化し、職業として認知し、労働者としての権利を保障させ、売春婦および元売春婦への烙印、差別を廃止せよと謳われている。売春婦およびその支援者による組織は、アメリカ、イギリス、オランダにあり、「家事労働に賃金を求める国際運動」の中の独立した組織として出発した所もあり、家事労働の一部として性的サービスを位置づけている。結婚制度内

での性行為、家事労働は、「愛」というオブラートに包まれ、保護されながらも、無償労働(アンペイドワーク)とされてきた。だとするならば、家事労働に賃金を、性的サービス従事者に、労働者としての権利をという脈絡になる。

「けがれ」の烙印に挑戦した意義は大きい。しかし、強制売春には反対するものの、性的自己決定権として職業選択の自由として主張することは良いのだろうか。厳然として、その背景には経済的に強制された制度が存在する。そして男たちに買春をやめるよう言葉を費やしても、本音のところでは理解されない現実がある。自ら選んでいる女性となら、契約の範疇だし、問題がないと考え

る男は多い。売春をやめさせるよう要求するような支援は拒絶する彼女たちに、どのように応えていけばよいのだろうか。売春婦の七五%が子ども時代に性的虐待を受けている報告は、何を意味しているのだろうか。これも時代の心的外傷がどれだけ深く屈折せざる得なくて、その回復の大変さについての洞察が、フェミニズムの力で進められてきているが、このことも、気にかかる。

2. 中絶に関する自己決定権について

一九九六年九月に優生保護法が「優生部分」を削除、字句的修正され、「母体保護法」に変わった。女性たちは「産む・産まないは女(わたし)が決める」、「女と国際健康会議」でのリプロダクティブ・フリーダムから、「自己決定権」という言葉で、「優生保護法」と「刑法墮胎罪」の撤廃を求めて戦って来た。これに対し、「生長の家」やカトリック

クなどの宗教的な生命擁護論(プロライフ派)の人々が中絶反対を唱え、また障害者運動から、「障害ある胎児」を中絶する自由を女性に認めるのは、障害児者への否定だと問題提起されて来た。

「生命論的中絶論」もでてきた。生命の始まりはいつか、胎児はいつから人間なのかという線引きをし、生命一般を問題にすることで、女性

の自己決定を制限しようとする。そして今日、体外受精での着床前遺伝子診断によって、選別する技術が可能となり、その生命を操作できるテクノロジーの問題が付加された。これによって、精鋭な人間選別を女の自己決定権に委ねさせる動きもでてきている。もっと巧妙化した優生思想の出現である。もうひとつ、胎児への暴力論として森岡正博が提起

3. ジェンダーごまが最大なのが、グローバル・フェミニズム

女性の性器切除をテーマにした、アリス・ウォーカーの『喜びの秘密』が書かれ、『刻印の戦士』という映

画も上映された。岡真理は、「アフリカ系アメリカ人のウォーカーがアフリカ系だからという理由でアフリ

カの女性たちを代表できるといふ奢りを感じる。」と問題提起している。アフリカ女性を代弁すること、ア

フリカ女性の存在を、女性性器切除の問題に矮小化し、アフリカ社会の父権制に限定することは、アフリカ女

性への差別であるとする。性器切除の暴力をヒューマニズムから告発するのは構わないが、自らのアメリカ社会の父権主義、自分の国が第三世界を搾取していることの視点が欠落していると、その告発方法に問題ありと指摘している。わたしは、映画を見ていないし、日本で拘わっている人たちの主張を確認していないのだが、アリス・ウォーカーは白人中

産階級フェミニズムへの批判者であり、かつ黒人世界の性差別を訴えた先駆者だと評価していた。しかし、最近の作品では少し違和感を感じていたところだった。ジェンダー、階級、人種、エスニシティ、国籍、文化等が、複雑に絡んだ世界に存在することに、どのような視座がもてるのかが問われている。日本のマジョリティとして確か

に、自らのアイデンティティを突き詰めることに鈍感であると思う。世界では、アイデンティティの解体とともに、アイデンティティメカニズムの根本的な問い直しが起こっている。現在、結果として持つアイデンティティは、決して自然なものではないし、歴史との相互関係性の揺らぎの中にあることを、肝に銘じたい。「ひとつの差別を闘っていること

だけを解放運動というありかたから、……自分が抑圧され抑圧しているという連鎖を断ち切っていく」こと、「複数のフェミニズムの連帯をつなげる接点を作ることによってグローバル・フェミニズムは可能だし、必要」(鄭暎恵)とされる道を探っていくことだと思ふ。

4、「従軍慰安婦」問題、ナショナリズムとフェミニズム

九五年の北京女性会議で、上野千鶴子も参加した「従軍慰安婦」問題のワークショップ会場で、上野が「日韓両国のフェミニズムは国境を越えるべきだ」と発言した。それに対し韓国系アメリカ人女性が「フェミニズムはナショナリズムと関わりがないというのは欧米フェミニズムの自民族中心主義的な考え方と同じではないか」と批判された。「日本人フェミニストがフェミニズムの越境を侵略された国を含む女たちに求めるのは日本人および日本人の加害性を無化してしまうのではないかという指摘だった。」と上野自身が批判点をまとめている。

このことを、「重い宿題と受けとめて」以下の展開になっている。ヨーロッパ語では同じナショナリズムで語られるが、「民族主義」は正しく「国家主義」は間違っていると云えるのか。自分と民族を同一化することで「われわれ」と「彼ら」をつくりだすが、この集団的同一化は異としてあるのではないか。この畏に捕われずに、しかも、抽象的、普遍的な「人間」や「世界市民」などという幻想をふりまくことなく、他者との連帯をつくりだしていくのが問われている。そして、「国家の責任は『わたし』の責任ではないが、逆に国家の免責は『わたし』の免責にならない。……『わたし』がどこから語っているかという位置づけ…

：『わたし』とは何者かという問いを強いる。」と結んでいる。この論文にたいする批判はまだ書かれていないと思うが、「ナショナリズムと『従軍慰安婦』問題」のシンプोजウム※が九月二八日に開かれることになっている。この「従軍慰安婦」問題が突き付ける内容は、日本の女性運動の在り方全部に関わっているし、一人一人に回答が迫られている。討論の深化を願って、歴史的に他者化されてきた女性が、誰をも他者化しない解放運動を作り出せる可能性を持ち得ることを思っ、考えて行きたい。

引用文献／参考文献
1、『セックス・ワーク』編者フレデリック デラコステ／プリシラ アレキサンダー／翻訳者 角田由紀子ほか 現代書館
2、インパクション No.九七「優生保護法と自己決定権」
月刊フォーラム一九九七年六月「自己という身体―『中絶』をめぐる女／男」
3、インパクション No.九四「グローバル・フェミニズムの可能性」鄭暎恵／岡真理
4、インパクション No.一〇三「記憶の政治学 国民・個人・わたし」上野千鶴子
※於・中央大学駿河台記念館(お茶の水駅下車三分)／午後一時より／上野千鶴子・高橋哲哉・徐京植・吉見義明・西野瑠美子・金富子
主催・日本の戦争責任資料センター
☎〇三―三三六―八六